J-FLEC
金融経済教育推進機構

J-FLEC 認定アドバイザーになってみませんか？

J-FLEC（金融経済教育推進機構）とは、中立的な立場から金融経済教育を推進するため、法律に基づいて設立された金融庁所管の認可法人です。

J-FLECでは、J-FLECが定める審査を通過した個人を、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザー（「J-FLEC認定アドバイザー」）として認定・公表しています。

J-FLEC 認定アドバイザーになったら

称号の利用

ご自身の相談業務等において、「J-FLEC認定アドバイザー」の称号を利用できます。

割引クーポンの利用

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンの対象事業者（ご自身の有料相談において割引クーポンを利用することが可能）になることができます。

※割引クーポンの対象事業者になるには、所定の手続きを経る必要があります。

所定の審査に合格するとJ-FLEC講師・J-FLEC相談員としても活躍できます

J-FLEC講師

J-FLECの講師派遣（出張授業）、セミナー等において講師を担うことができます。

J-FLEC相談員

「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験（対面、オンライン相談および電話相談）において相談員を担うことができます。

※J-FLECの事務所内での業務のため、首都圏にお住まいの方が対象です。

※ J-FLEC 講師及び J-FLEC 相談員に登録された場合には、業務委託契約を締結のうえ、当該契約に基づき報酬をお支払いします。

J-FLEC 認定アドバイザーになるには

STEP 1 お申し込み
募集要項を確認のうえ、お申し込みフォーム（下記ホームページ内）から申請をお願いします。

→

STEP 2 書類・面接審査
J-FLEC による書類審査に合格した方へ、面接審査をご案内します。

→

STEP 3 研修受講 プロフィール提出
面接審査に合格した方には、指定された研修の受講と、公開用プロフィールの提出をお願いします。

→

STEP 4 ホームページ掲載
ホームページにプロフィールが掲載されます。

お申し込みに当たっては、裏面の募集要項や、J-FLEC認定アドバイザーの認定要件及び審査プロセス等に係る「FAQ」（ホームページに掲載）を必ずご確認ください。

詳細はこちら

募集要項

認定要件

●次のいずれにも該当しないこと

- **金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している（注１、２）**
- **金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている（注３）**

●家計管理、生活設計、NISA・iDeCo 等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格（CFP®、AFP、FP 技能検定（２級以上）、外務員（１種）、弁護士等の士業、消費生活相談員等）及び一定の業務経験（原則として当該資格に関するもの）を有すること

●法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと（注４）

●反社会的勢力ではないこと

●その他、金融経済教育推進機構が不適当と認めた者でないこと

（注１）「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」（以下、「金融機関等」という。）とは、以下を指す。

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第３条第３項に規定する「金融商品販売業者等」
- 金融商品取引法第 28 条第３項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第２号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、第４項に規定する「投資運用業」を行う者
- 貸金業法第２条第２項に規定する「貸金業者」
- 宅地建物取引業法第２条第３号に規定する「宅地建物取引業者」
- 上記に列記した事業者のグループ会社（親会社、子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称していう。）

（注２）「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員（非常勤職員等を含め雇用形態は問わない）として勤務していることまたは自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

（注３）「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等より顧客に対するアドバイスの結果として生じた取引等によって報酬（非金銭的なものを含む。）を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

（注４）「法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていない」とは、以下のいずれにも該当しない場合を指す。

- 禁錮以上の刑又は刑法の罪を犯したことによる罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
- 金融庁による行政処分の執行が終了した日から５年を経過しない者
- J-FLEC 又は J-FLEC 認定アドバイザーの称号の権威、信頼性を害したことにより J-FLEC 認定アドバイザーの認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者

資格等及び一定の業務経験の例

J-FLEC 認定アドバイザーの認定要件にある「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として、以下を例示します。なお、ここに例示した以外の資格・業務経験であっても、申請者の経歴等と照らしたうえで、「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として認めることがあります。

資格等（例）	一定の業務経験（例）
CFP®、AFP、FP 技能検定（2級以上）	個人からの FP 分野における相談・提案業務
外務員（1種）	個人からの公的年金・社会保険に係る相談
証券アナリスト	個人への対面による金融商品の提案・販売
プライベートバンカー	個人への対面による保険契約の提案・販売
公認会計士	個人への不動産購入の資金計画作成・提案
税理士	個人への住宅ローンに係る審査・相談等
弁護士	個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等
司法書士	個人に対する各種税務相談（確定申告、相続、遺言等）
行政書士	成年後見制度に係る相談
社会保険労務士	保護者に対する教育資金プラン等の提案
消費生活相談員	児童・生徒に対する金融経済教育の実施
消費生活アドバイザー	個人への金融商品に係る投資助言
DC プランナー（1級）	
住宅ローンアドバイザー	
銀行業務検定（税務2級）	
銀行業務検定（相続アドバイザー3級以上）	
銀行業務検定（年金アドバイザー3級以上）	
金融窓口サービス技能検定（1級）	
投資助言・代理業者	

J-FLEC 認定アドバイザーの認定要件及び審査プロセス等に係る「FAQ」はこちら ➡

➡ https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/FAQ.pdf

J-FLEC（金融経済教育推進機構）
〒103-0022
東京都中央区日本橋室町２丁目３番１号
室町古河三井ビルディング９F

詳しくはホームページをご覧ください。
J-FLEC 検索

発行年月　2025 年３月